事務事業評価資料

<u></u>	<u> 務事業計</u>	「 貝 1/1											
	施策名	中心市街地	也活性化の推進				所管部局課名 県土整備部まちづくり局都市政策語						
事業名		地価調査費 <u>企画調査係</u> 078-362-9297											
	事業目的	国土利用計画法に基づく土地取引規制を適正に実施するために必要な地価の把握を行う。 一般の土地取引価格に指標を与えるなど適正な地価の形成に寄与する。											
事業内容		国土利用計画法施行令第9条に基づく地価調査事業 価格判定基準日:7月1日 調査地点数:943地点 調査単価:73千円/地点 委託先:(社)兵庫県不動産鑑定士協会				<u> </u>				事業開始年度 昭和50年度			
事業に要するコスト	区分	平成20年度決算額				平成21年度当初予算額				平成22年度当初予算額			
	事業費		(72,083 千円)		円)	(69,189 千円)				(69,189 千円)			
	子未兵 ————————————————————————————————————	72,083 千円				69,189 千円				69,189 千円			
	┃ ┃人件費	従事人員				従事人員				従事人員			
		14,401 千円 1.7人				14,212 千円 1.7人 従事人員				13,947 千円 1.7人 従事人員			
	総コスト (+)	, g	6,484 T		従事人員 円 1.7人							<u>争人貝</u> 1.7人	
	<u></u>	O	7, TOT			[目標設定理由]				<u> </u>			
事業の目標 調査結果を活用した適正な土地取引の推進 着となる基準地価格の提供を行う必要が									地買収、 <u>1</u> があるた	土地取引 め	等の参		
		指標名		目	標	20年度			22年度	達	成率(%)	
	標の達成度 :示す指標			目標値	年度	実績		<u></u>	目標	H20	H21	H22	
~	こかり 泊信	基準地価格 土地取引等に た地点数÷調	活用され 査地点数	100%	-	100% (865 千円)	(834	,	100% 831 千円)				
評価結果	必 5	要 性	・国土利用計画法施行令第9条において、都道府県知事は毎年1回地価調査を実施することが定められている。 ・地価調査は、国土利用計画法における土地価格算定の規準、公共事業用地取得の際の価格算定規準、固定資産税評価の基準、一般の土地取引価格の指標等となるものであり、国の実施する地価公示とともに、全国的な土地価格の指標として必要不可欠なものである。										
	有了	动 性	準、固定	国土利用計画法における土地価格算定の規準、公共事業用地取得の際の価格算定規 、固定資産税評価の基準、一般の土地取引価格の指標等として、毎年度の調査地点数 でが有効に活用されている。									
	効 2	・平成20年度に短期地価 事業執行している。 性				動向調査との統合や調査地点数の見直しを行うなど、効率的に							
	民間・市町の	との役割分担		也点の選定等	を	ては、各市町	と調整	≧を図りた	ながら実施	している	3.		
	受益と負担の適正化					周査結果を活 か、受益者負						に調査	
	方向性	新規		拡充	5	< 継続		>	実施	を手法の かんりょう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	0見直し		
実施方針		廃止		縮小		合	東結(休止)		延長		終期討	定	
	実施手法の 見直し内容	市町移詞	民間移譲		民間	間委託 PF		I 負担割合変更		事務改善で		その他	
	説国土利原続する。		f令に基つ	づき、全都道	[府県が≦	全国統一的に	実施し	している詞	周査であり)、現行制	制度によ	り、継	